

伊賀市こどもの権利条例素案への意見及び対応一覧(こども未来応援会議委員意見)

意見番号	条	箇所	ご意見	ご意見への対応	修正
①	第2条	条文	条文(3)育ち学ぶ施設 私設のフリースクールや学童保育の場合は、この中に入りますか？	定義末尾に「その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設」という包括的な文言が既に含まれており、フリースクールや民間学童保育もこれに該当すると考えています。	○
②	第4条	条文	(2)、(3)については、その人によって物差しが違ってしまうように感じています。表現だけに終わらないように願います。	解説文に、関係者等がとるべき行動を記載することで、表現に終わらない、実効性の担保に向けた記載を追記します。	○
③	第5条	条文	尊重すること→尊重される	「尊重されること」に修正します。	○
④	第5条	条文	第5条の条文(1)と第6条の条文(1)の違いが理解しにくいです。	伊賀市こどもの権利条例【条文及び解説文】にある第6条第1号については、第5条に規定すべき内容であることから、一覧の第6条第1号を削除し、第2号・3号をそれぞれ第1号・2号に修正します。	○
⑤	第6条	条文	条文(3)文化、芸術、スポーツ等の活動となると、高額な費用がともないますが、その保証はあるのでしょうか？	文化・芸術・スポーツ活動に対する費用負担を保障するものではありませんが、第9条及び第16条において、経済的な支援が必要なこどもに対する支援について言及しています。	
⑥	第6条	解説文	(1)・・・健やかな成長に欠かないことです。→・・・健やかな成長に欠かせないことです。	「欠かせないこと」に修正します。	○
⑦	第6条	解説文	日本国憲法第26条にこどもの学習権の保障があります。文部科学省も「誰一人取り残されない学びの保障」をあげ、多様な学びの確保も推進されています。(2)の項には、「こうしたこどもの学びを保障しているものです」と解説文に入れても良いように思います。	(1)の解説文の中で、様々な学びの保障についての記述を追記します。	○
⑧	第7条	条文	この条文や解説で、ヤングケアラーの解消やスマホ被害からこどもを守る等の喫緊の課題が読み取れるでしょうか？	解説文の中で、スマホ被害やヤングケアラーの状況についてもこどもが守られるべき対象として念頭に置く旨の記述を追記します。	○
⑨	第7条	解説文	自己肯定感を育み、→育まれ	主語がこども自身であることを踏まえ、「自己肯定感が育まれ」に修正します。	○
⑩	第8条	条文	こどもがパブリックコメントを発信するなどの機会が与えられる等の手立てをどのように描いているのでしょうか？	こどもに対するパブリックコメントの実施は、権利条約上の意見表明権の保障という観点から当然に求められるものであると考えています。自治基本条例第18条では、市民参加の手法として、年齢に関わらず参加することのできるパブリックコメントの実施について言及しています。しかしながらパブリックコメントを実施するにあたっては、平易な情報提供や心理的安全性の確保等が求められるところであり、特にこどもに関係することについて、実施する際には、分かりやすい資料提供等に十分配慮した情報提供が必要であると考えています。	○

意見 番号	条	箇所	ご意見	ご意見への対応	修正
⑪	第9条	解説文	ニーズに応じた支援、必要な支援とは、どの程度を想定しておられるのでしょうか？	こどもの置かれた状況や特性に応じ、教育・福祉・医療・経済的支援など、多様な分野にわたるものと想定しています。支援の程度や内容は、一人ひとりのこどもの実情に即して、柔軟に判断されるものであると考えます。	
⑫	第11条	条文	推進→ではなく、責務という言葉を入れたほうがよい。 市は責任を持ってほしい。	条文そのものについては、「推進しなければならない」としており、努力義務ではない責務としての記述をしていることから修正は行いません。しかしながら、解説文の中で、責務を負う記述に修正し、表現を強化します。	○
⑬	第12条	条文	特に、義務教育の期間は、学校と家庭と地域がしっかりとつながってこどもを育むことが大切であると考えます。現状として、第2章の「こどもの権利」を無視したこどもへの関わりを大人がしてしまっているような場面に遭遇します。 そのために、第12条の教育機関の責務と第13条の保護者の責務については、こども一人ひとりをかけがえのない存在であるという認識を教育関係者も保護者も再度確認するような文言である必要があると思いますが……。 条文4 特に教育機関においては、…… 「多様な学び」を理解することを加えていただきたい。	学校において、こどもの個性や多様な学びを尊重する文言を追記しました。また保護者の責務についても、解説文の中で、こどもがかけがえのない存在であるという認識の本で養育に努める旨の文言に修正しました。	○
⑭	第12条	解説文	2行目 育ち学ぶ施設の役割は→は、こども同士の 4行目 発達に応じた必要な支援について努めなければなりません。→について削除 ※保育園は子どもが十分意見を表せる環境かどうかが大事だと思います。安心して思いや表現できるようにする。一人一人の興味や関心を大切に。話をすることで互いの考えや思いを認め合う。社会とのつながりを意識する。遊びたいを引き出す環境づくりが大事だと思います。	解説文中「育ち学ぶ施設の役割は→は、こども同士の」、4行目「発達に応じた必要な支援について努めなければなりません。→について削除」に修正します。	○
⑮	第13条	条文	子育てに関わる経済格差が解消されない限り、こどもの権利が保障されるとは言えないと思います。このことを念頭においた条文であって欲しいです。	第9条及び第16条ににおいて、経済的な支援が必要なこどもに対する支援について言及しています。	
⑯	第13条	解説文	日本国憲法第26条及び教育基本法第9条に基づき、保護者はこどもに対して9年間の普通教育を受けさせる義務があります(就学義務)。解説文に、「就学義務」に触れた一文が含まれても良いかと思います。そのことにより、第16条(保護者への支援)で、その保護者を支援する組織・団体があり、支援するために努めることへとつながるのではないかと思います。	保護者の普通教育を受けさせる義務について、追記しました。	○
⑰	第16条	条文	子育てに関わる経済格差が解消されない限り、こどもの権利が保障されるとは言えないと思います。このことを念頭においた条文であって欲しいです。	子育てに関わる経済格差はこどもの権利を保障していくうえで、重要な課題であることから、解説文の中で、支援の方向を示す一文を追記します。	○
⑱	第18条	条文	この条例が、こども自身もかかわってできあがったものであるという認識が広く自覚されるように、アンケートやワークショップはもちろん、こどもが参画するイベントや特に学校教育の場で、これまで以上に大人の覚悟を示していければと思います。 学校で学ぶ教科学習や人権学習で、「こどもの人権」に時間をかけて、位置づかせることで再スタートさせるとともに、保護者と指導者である教職員の再認識が不可欠だと感じています。	条例の実効性を高めるためには、こどもだけでなく、保護者・教員・地域の大人への周知・啓発が不可欠であると認識しています。条例制定がゴールではなく、制定後についても、こどもの権利に関する周知・啓発をしっかり行っていきたいと考えています。	

意見 番号	条	箇所	ご意見	ご意見への対応	修正
⑰	第18条	解説文	4行目 こどもには、その状況や行動や表情・・・	「その状況や」の文言を追記しました。	○
⑳	第20条	条文	他の相談窓口との差別化を図る意味でも、相談の対象はあくまでも大人ではなくこどもであることが分かるような記述となることが望ましい。	本条例における相談体制の整備については、その対象がこどもであることが分かるような文言に修正しました。	○
㉑	第20条	条文	こどもの権利を守るための体制として、相談機関は、こどもが育ち学ぶ機関との連携が不可欠です。	こどもが育ち学ぶ施設等との連携に関する文言を追記しました。	○
㉒	その他	その他	条文の文言は、当事者であるこどもとこどもを監護する、育てる大人を意識した理念と いうか、当然のことが表現されているように感じます。 こどもの権利条例を見て、気づかずにいたこどもが自らの権利を意識するとともに、あらためて見た大人が「ドキッ」とするようなインパクトの強いものっであればと思います。 願わくば、具体的な施策を念頭においた、現状としてある課題がひとつでも解消される ものであって欲しいです。 条文の文言には表現しきれないと思うので、解説の中に私たちこども未来応援者の熱 い気持ちを表現していただければと思います。	この条例のめざすところは、全てのこどもたちが安心して大人になれる社会をしっかりと つくっていくことにありますが、条例制定による真の狙いは、こどもを変えることではな く、むしろ、これまでの力をもって、社会を形づくってきた大人の側のアップデートが重 要だと考えています。そのためにも、条例の制定後はもとより、制定作業の段階から、こ どもの権利に関する周知・啓発をしっかり行っていきたいと考えています。 こども施策の取り組みについては、こども計画等に基づく事業を実施することで、現状 における課題解決に向けて、取り組みを進めていきたいと考えています。	
㉓	その他	その他	条文の文言がやはり子ども達には分かりにくいので、分かりやすくしたバージョンを 作ってほしい。学校でも勉強するのであれば、なおさら各学校に任すのではなく、伊賀 市内にいる子ども達みんなが同じ事を学び共有した方がよいと思います。	条例の文言は法律的な表現となるため、こどもたちにとって読みにくい面があることは 認識しています。条例本文とは別に、こども向けのパンフレット等の作成については、今 後の普及啓発施策の中で検討していきます。 また、市内のこどもたちが等しく条例の内容を知ることができる学習については、今回 実施しました実態調査の中でも、学校で共通して使っていただくための資料の作成等も 実施しており、引き続き関係部署と連携しながら行っていきたいと考えます。	
㉔	その他	その他	せっかく作るので、伊賀市の中で定期的に大人に対して講演会や勉強会を開催すべき だと思います。(子ども達に対して、学校以外でも良いと思います。高校生も対象に なるので)人権の講演会に対して、学校で動員をかけているように「子どもの権利条例」 に対しても、随時理解してもらう機会を作るべきだと考えます。	条例の実効性を高めるためには、こどもだけでなく、保護者・教員・地域の大人への周 知・啓発が不可欠であると認識しています。 制定後の施策として、講演会・勉強会・出前授業等の周知・啓発活動については積極的に 検討していきたいと考えています。	○

※意見番号は、資料6の備考欄の数字に連動しています。